

# 現名義人様が死亡

## 祭祀を主宰していることを自ら疎明(事情説明)する場合

### 窓口にお持ちいただく書類

- |   | チェック                     |
|---|--------------------------|
| 1 申請者の実印 (必ずご持参ください)                      | <input type="checkbox"/> |
| 2 申請者の印鑑登録証明書 (発行から3ヶ月以内の原本提出)            | <input type="checkbox"/> |
| 3 戸籍謄本類(戸籍謄本・除籍謄本・改製原戸籍)下記の3点の内容が備わったもの   |                          |
| ① 申請者の現在の戸籍謄本 (発行から6ヶ月以内のもの)              | <input type="checkbox"/> |
| ② 現名義人の死亡が記載された戸籍謄本                       | <input type="checkbox"/> |
| ③ 現名義人と申請者の関係がわかる戸籍謄本                     | <input type="checkbox"/> |
| 4 祭祀の主宰者であることがわかる書類 (①～③のうち、いずれか1通)       | <input type="checkbox"/> |
| ① 現名義人の葬儀一式費用の領収書                         |                          |
| ② 通知等 (例:会葬礼状等)                           |                          |
| ③ 現名義人の法事の際の宗教法人公印付きの施行証明                 |                          |
| 5 東京都霊園使用許可証                              | <input type="checkbox"/> |
| 紛失の場合は、直近の管理料領収書(口座振替の場合は口座振替通知書)         |                          |
| 6 承継使用申請書及び誓約書                            | <input type="checkbox"/> |
| 用紙は、申請受付窓口を用意してあります。                      |                          |
| 申請時に記入し、申請者の実印を押していただきます                  |                          |
| 7 手数料 1,600円 (承継使用申請墓所一箇所につき)             | <input type="checkbox"/> |
| 8 郵送料 450円分の切手(新しく発行された霊園使用許可証を郵送する簡易書留代) | <input type="checkbox"/> |

※上記1～5の書類等はすべて原本をお持ちください。

※印鑑登録証明書以外の提出書類について、原本還付を希望される場合は「原本」と「写し」を提出してください。

申請は上記の書類等をそろえて

- ① ご利用の霊園管理事務所
- ② ご利用以外の都立霊園
- ③ (公財)東京都公園協会霊園課

窓口で行なってください。

#### ※ 郵送による申請はできません

お手続きの際に不足の資料があった場合等は、ご協力をお願いいたします。

〒 東京都 東京都 霊園管理事務所 ☎ ( ) 担当 \_\_\_\_\_

〒160-0021 新宿区歌舞伎町2-44-1 健康プラザ ハイジア10階  
(公財) 東京都公園協会公園事業部 霊園課 ☎ 03 ( 3232 ) 3151